

答申書

令和4年12月7日付けで相模原市長から諮問のあった件(令和4年度諮問第5号)について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 事案の概要

本件は、審査請求人の子(以下「本児」という。)が相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号。以下「条例」という。)に基づき小児医療費助成制度の対象者とされていたが、小児等養育者である審査請求人の所得が小児医療費助成を受けるための所得制限額を超過したことから、令和4年7月19日付けで、処分庁が本児に対する同年8月以降の小児医療費助成を行わない旨の小児医療費助成受給資格消滅通知書を発送したところ、審査請求人が、当該処分に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした事案である。

また、事案の経緯については次のとおりである。

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、令和元年8月19日付けで同年7月〇日に出生した本児に係る小児医療費助成医療証交付申請書を提出し、処分庁は、同日付けで、令和元年7月〇日から令和2年7月31日までを有効期間とする医療証(以下「小児医療証」という。)を審査請求人に交付した。
- 2 処分庁は、令和2年及び令和3年の各年において、本児の誕生月である7月に小児等養育者である審査請求人の所得を審査した上で、上記各年において本児に係る8月1日から翌年7月31日までを有効期間とする小児医療証を交付した。
- 3 審査請求人の令和3年中の総所得金額は、〇円であった。
- 4 処分庁は、令和4年7月、本児に係る小児医療証の更新に際し、小児等養育者である審査請求人の令和3年中の所得を審査したところ、所得の額が相模原市医療費助成条例施行規則(昭和49年相模原市規則第17号。以下「規則」と

いう。) 第9条第3項第1号及び第2号に規定する小児医療費助成における所得制限額(622万円に扶養親族2人分を加算した698万円)を超過していたため、本児に対する令和4年8月以降の小児医療費助成を行わない旨の決定をした。

5 処分庁は、令和4年7月19日付けで本児及び審査請求人に対し、上記決定について小児医療費助成資格消滅通知書による通知(以下「本件処分」という。)を行った。

6 審査請求人は、令和4年8月5日、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、前妻との間で離婚が成立し、同人との間の子に対して年間〇万円(月額〇円)の養育費を支払っている。また、審査請求人の支払っている養育費を考慮することなく租税公課が決定されているため、実際の審査請求人の世帯は、実質的にみれば小児医療費助成に係る所得制限額内にある。処分庁の判断は、こうした審査請求人の家庭の事情を考慮しないもので、その判断において裁量権の逸脱・濫用が存在するため、本件処分は違法である。

#### 2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人の所得について、令和3年中の総所得金額〇円から、規則第11条第2項において準用する児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第3条の規定により10万円及び8万円を控除し、更に小規模企業共済等掛金控除額に相当する額である6万円を控除した〇円であったことから、小児医療費助成に係る所得制限額を超過していると判断したもので、審査請求人の主張する家庭の事情を加味して本件処分を行う必要はなく、その判断に際して裁量権の濫用・逸脱はない。

### 第4 審査会の調査審議の経過

年月日	調査審議の経過
令和4年12月7日	審査庁から諮問書を受付
令和4年12月12日	審査関係人へ主張書面又は資料の提出期限を通知

令和5年1月6日	調査審議
令和5年1月18日	処分庁に対する書面調査
令和5年1月25日	処分庁から回答書面を受付
令和5年1月30日	処分庁から回答書面を受付
令和5年2月22日	調査審議

## 第5 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、次のとおりである。

### 1 事実関係

「第2 事案の概要」のとおり

### 2 審査請求人の主張に対する判断

審査請求人は、前妻との間の子に対する養育費を考慮すれば所得制限額を下回るもので、養育費を考慮しないことについては処分庁の判断の裁量権の濫用ないし逸脱が存在する旨主張するので、この点について検討する。

市町村が医療費を助成するに際して、その助成対象者の範囲を申請者の所得額を基準として定めること自体は、「助成」という制度の性格上、合理的な方法といえる。その際、助成のための支出が市町村の財政に密接に関わることから、その具体的な助成対象者及び基準となる所得額をどこまでとするかは、各市町村の実情に即した判断に委ねられているというべきである。

本市においても、こうした判断に基づいて、児童手当法施行令その他関連法令の規定に従って、助成対象者の範囲(所得制限額)を条例及び規則で定めている。本件処分は、これら条例及び規則の定めに従って、令和3年中の所得額を基準として令和4年8月から令和5年7月までの助成について本件処分を行ったものである。

審査請求人は、その所得額が助成の制限額を超えるか否かの判断に際して、こうした法令や条例等の規定で定められたもの以外に、審査請求人が離婚後に支払っている養育費を考慮しないことを非難する。しかし、そもそも離婚後に支払われる養育費は、離婚がなければ共同親権者として当然に、子の生計を維持するために支出されるものであり、その支出は、上記制限額の算定に当たって特別に考慮される性質のものではない。

そうであるとすれば、処分庁は本件処分を行うに際して、養育費の支払を考

慮する必要はなく、その限りで審査請求人の主張するような処分庁の判断に裁量権の濫用ないし逸脱が存在するとはいえない。

3 審理員の手続の適正性

本件審査請求に係る審理員の審理手続については、適正に行われたものと認められる。

4 審査庁の裁決についての考え方について

審査庁は、本件審査請求は棄却すべきであるとし、その理由を審理員意見書のとおりとしているが、これは、結論において、当審査会の判断と同旨である。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

以 上